

事務局規程

総則

(目的)

第1条 この規程は、麒麟のまち地域食堂ネットワーク(以下「このネットワーク」という。)の事務処理の基準その他の事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

組織

(事務局)

第2条 鳥取市中央人権福祉センター(鳥取市幸町151)に、事務局を置く。

職制

(職員等)

第3条 事務局には、次に掲げる職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務員

2 事務局長は、前項に規定する職制のほか、必要に応じて職員を設ける事ができる。

(職員の職務)

第4条 このネットワークの職員の職務は次のとおりとする。

- (1) 事務局長は、共同代表の命を受けて、事務局を統括する。
- (2) 事務員は、事務局長の命を受けて、事務局の事務を行う。

(職員の任免及び職務の指定)

第5条 職員の任免は、共同代表が行う。

事務処理

(事務の決裁)

第6条 事務に関する事項は、原則として担当者が文書によって立案し、事務局長の決裁を受けて施行する。ただし、重要な事務は、共同代表若しくは全体会の決裁を経なければならない。

(代理決裁)

第7条 共同代表、事務局長が出張等により不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない決裁文書は、決裁権者があらかじめ指定する者が決裁することができる。

2前項の規程により代理決裁した者は、事後速やかに決裁権者に報告しなければならない。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、全体会の決議による。

附則

この規程は、令和6年5月1日から施行する。